

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a <u>広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>(イ) 建築物等の安全化</p> <p>a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。</p> <p>特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム(平成23年度改定)」<u>及び「第二期県有施設耐震化整備プログラム(平成28年3月策定)」</u>に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。</p> <p>県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努める。</p> <p><u>e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 建築物等の安全化</p> <p><u>e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておく、<u>輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく</u>など協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>(イ) 建築物等の安全化</p> <p>a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。</p> <p>特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム(平成23年度改定)」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。</p> <p>県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 建築物等の安全化</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 住宅確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(建設部)</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会、<u>(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会</u>との協定に基づき連携を強化する。(建設部)</p>	<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 住宅確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(建設部)</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>2 実施計画</p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する計画</p> <p>a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を<u>推進</u>する。</p> <p>b 浄水場等の基幹施設の耐震化を<u>推進</u>する。</p> <p><u>g 復旧資材の備蓄を行う。</u></p> <p><u>h 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>2 実施計画</p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する計画</p> <p>a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を<u>促進</u>する。</p> <p>b 浄水場等の基幹施設の耐震化を<u>促進</u>する。</p>

新	旧												
<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成28年度末現在次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>平成28年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>67（87.0%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>64（83.1%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	平成28年度末市町村数	同報系（一斉通報）	67（87.0%）	移動系（移動局）	64（83.1%）	<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成25年度末現在次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>平成25年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>66（85.7%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	平成25年度末市町村数	同報系（一斉通報）	66（85.7%）	移動系（移動局）	69（89.6%）
方式別	平成28年度末市町村数												
同報系（一斉通報）	67（87.0%）												
移動系（移動局）	64（83.1%）												
方式別	平成25年度末市町村数												
同報系（一斉通報）	66（85.7%）												
移動系（移動局）	69（89.6%）												

新	旧
<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成29年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,715</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,610</u>箇所である。</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>本県では、平成29年4月1日現在で26,950区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,325区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</u></p>	<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成28年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,714</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,607</u>箇所である。</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成28年4月1日現在で26,690区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,332区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性が<u>確保されていない</u>施設については、耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等により、ため池の現状を常に把握するとともに、耐震性が<u>確保されていない</u>ため池について順次耐震化工事を実施する。 防災重点ため池[*]等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表や情報連絡体制の整備を行う。 ※防災重点ため池：堤高15m以上又は貯水量10万m³以上のため池 下流に人家や公共施設等が存在し、市町村が指定したため池</p> <p>第3 計画の内容 (1) 現状及び課題 県内には約<u>1,700箇所余り</u>の農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や耐震対策を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。 (イ) 耐震性点検の結果、耐震性が<u>確保されていない</u>ため池について、計画的に耐震化工事を実施する。 (ウ) 地震発生後のため池緊急点検に備えて、報告訓練等を実施する。 (エ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援<u>する</u>。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の諸元、施設の構造、下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性が<u>不足する</u>施設については順次耐震工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等により、ため池の現状を常に把握するとともに、耐震性が<u>不足する</u>ため池について順次耐震工事を実施する。 防災重点ため池[*]等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表や情報連絡体制の整備を行う。 ※防災重点ため池：堤高15m以上又は貯水量10万m³以上のため池 下流に人家や公共施設等が存在し、市町村が指定したため池</p> <p>第3 計画の内容 (1) 現状及び課題 県内には約<u>1,800箇所</u>の農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や耐震対策を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。 (イ) 耐震性点検の結果、耐震性が<u>不足する</u>ため池について、計画的に耐震工事を実施する。 (ウ) 地震発生後のため池緊急点検に備えて、報告訓練等を実施する。 (エ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の諸元、施設の構造及び下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u>等の家庭での予防・安全対策</p> <p>f 地震発生時の地震情報(震度、震源、マグニチュード、<u>地震活動</u>の状況等)及び津波に関する知識</p> <p><u>s 南海トラフ地震(東海地震を含む)に関する知識</u></p> <p><u>(a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震に関連する情報(臨時)を気象庁が発表するという知識</u></p> <p><u>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発せられた場合にとるべき行動等の知識</u></p> <p><u>(c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識</u></p> <p><u>(d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識</u></p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p> <p>f 地震発生時の地震情報(震度、震源、マグニチュード、<u>余震</u>の状況等)及び津波に関する知識</p> <p>g 東海地震、東南海・南海地震を含む南海トラフ地震に関する知識</p> <p>(a) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、東南海地震と南海地震が同時に発生する場合のほか、両地震が数時間から数日の時間差において連続して発生した場合に生じる危険等の知識</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第1 基本方針 <u>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</u> <u>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</u> <u>また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。</u></p> <p>第2 主な取組み <u>1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。</u> <u>2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。</u></p> <p>第3 計画の内容 <u>(1) 現状及び課題</u> <u>大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。</u> <u>また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。</u></p> <p><u>(2) 実施計画</u> ア【県（全部局）、市町村が実施する計画】 <u>(ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</u> <u>(イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u> <u>(ウ) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p> イ【企業が実施する計画】 <u>(ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。</u> <u>(イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重</u>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。

(エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

(オ) 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要 関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>イ 地震情報 気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報・予報） 緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。 県、市町村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（<u>個別受信機を含む。</u>）等により住民への伝達を行うものとする。 <u>市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確実な伝達に努めるものとする。</u></p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>(2) 【市町村が実施する事項】 <u>ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要 関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>イ 地震情報 気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報・予報） 緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。 県、市町村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により住民への伝達を行うものとする。</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>(2) 【市町村が実施する事項】</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第3 2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>〔建築物関係〕</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣する。</p> <p><u>また、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3 2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>〔建築物関係〕</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第33節 ため池災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容 (2) 実施計画 イ【市町村が実施する対策】 （ア） 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県<u>及び</u>関係機関へ報告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 ため池災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容 (2) 実施計画 イ【市町村が実施する対策】 （ア） 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県関係機関へ報告するものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第35節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)</p> <p>(ア) 県立の学校において、学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)</p> <p>(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。</p> <p>c 学校給食の確保</p> <p>学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。</p> <p>(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。</p> <p>f 学校給食の確保</p> <p>(a) 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。</p> <p>また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第35節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(総務部、県民文化部、教育委員会)</p> <p>(ア) 県立の学校において、学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(総務部、県民文化部、教育委員会)</p> <p>(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。</p> <p>c 学校給食の確保</p> <p>学校給食用物資(小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳)の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。</p> <p>(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。</p> <p>f 学校給食の確保</p> <p>(a) 学校給食用物資(小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳)の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。</p> <p>また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力するものとする。</p>